

# 東中野法律情報局

## 介護保険法

皆さんは、デイサービスやグループホームなどの言葉を  
耳にしたことはありませんか。

近年急速に事業所数を増やしている介護サービス事業。<sup>※1</sup>

その数は、日本全国のコンビニエンスストアの店舗数<sup>※2</sup>を上回るほどで  
ニーズの高さがうかがえます。

東中野法律情報局では、前回取り上げた『老人福祉法』を皮切りとして  
高齢者福祉制度を特集しています。

第 2 弾の今回は介護保険法。

その中でも、介護保険サービスについてご紹介します。

※1 訪問介護サービス事業所数: 33,911 事業所 通所介護サービス事業所数: 41,660 事業所  
(厚生労働省 調べ)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service14/dl/kekka-gaiyou.pdf>

※2 54,496 店舗 平成 29 年 3 月度  
(日本フランチャイズチェーン協会 調べ)  
<http://www.jfa-fc.or.jp/particle/320.html>

☆展示期間 : 平成 29 年 4 月 29 日 (土) ~ 6 月 29 日 (木)  
☆展示場所 : 東中野図書館 3F 法務情報コーナー  
☆問い合わせ : 東中野図書館  
中野区東中野 1 - 35 - 5  
03 (3366) 9581



高齢者福祉について、より詳しく知りたい方は  
本館 3F にて、関連資料を特別展示していますので  
ご利用ください。

# 日本国憲法

## 25条 国民の生存権

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### 社会保障

公衆衛生：母子保健 学校保健 公費負担医療

公的扶助：生活保護

社会保険：年金保険 医療保険 雇用保険 **介護保険**

### 社会福祉

母子及び寡婦福祉

児童福祉

身体障害者福祉

知的障害者福祉

**高齢者福祉**

高齢者福祉に関する  
法律

老人福祉法

**介護保険法**

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者虐待防止法

高齢者雇用安定法

高齢者住まい法

バリアフリー法

### 社会保障制度

私たちは、病気やけが、老齢や障害、失業など様々な困難に直面した時自身の努力だけでは対応できない場合があります。

こうした事態が個人の責任からではなく、社会的・経済的な変動によって生じたとき国が国民に対して幸せな生活を営むことの出来る権利を保障する制度です。

### 社会福祉制度

身体障害、知的障害、老齢、母子家庭など生活を営むうえで社会的なハンディキャップを「保障が必要な事故」としてとらえ、厚生あるいは施設への収容や居宅看護などおもに非金銭的なサービスを与えることによって、負担の軽減を目的とする制度です。

### 高齢者福祉制度

老化による運動機能、生活機能の低下が懸念される高齢者の社会生活を保障するための制度。日本では医療、介護、住環境、雇用など分野ごとに制度化しています。今回取り上げる介護保険法は、そのほかの高齢者を対象とした福祉法の中でも介護部門について規定しています。

### 介護保険法

1997年12月公布。2000年4月施行。

高齢化・核家族化の進行にともなって、介護が必要な高齢者の増加や介護期間の長期化家族による介護機能の低下など、様々な問題が浮き彫りになりました。

超高齢社会を迎えた日本において、個人ではなく社会全体で高齢者を支えるという理念のもと誕生したのが介護保険制度です。介護保険制度は本法律を基に整備されました。

## 介護保険とは？



社会保険の内のひとつ。  
将来介護が必要になったときに備えて日本国民全員が加入する保険です。

各市町村および特別区(東京 23 区)が、介護保険制度の運営主体となり  
財源は、利用者の自己負担分を除いた半分は公費で  
もう半分は、被保険者が納める保険料で賄います。

## 介護保険に加入する年齢は？



介護保険に加入するのは、40 歳になってからです。  
医療保険（健康保険・国民健康保険など）に加入している 40 歳以上の方は  
自動的に被保険者になるので、個別の手続きは必要ありません。

介護保険の被保険者は、年齢によって区別され  
サービスの利用条件や保険料の納め方などが異なります。  
第一号被保険者・・・65 歳以上の方  
第二号被保険者・・・40 歳～64 歳の医療保険加入者

### 第一号被保険者

介護保険料は、所得に応じた定額制で全額自己負担です。  
年金を受給している方(年間 18 万円以上)は、年金から天引き。  
それ以外の方は、市区町村に個別に納付します。  
病気等の原因を問わず、寝たきり・認知症などにより介護が必要であったり  
日常生活に支援が必要と認められた場合は、介護サービスを利用できます。

### 第二号被保険者

介護保険料は、資格を取得した月から健康保険料と合わせて毎月納付します。  
末期がんや関節リウマチなどの加齢による 16 種類の「特定疾病」によって  
介護が必要になった場合に限り、介護サービスを利用できます。

### 特定疾病

- ・初老期における認知症（アルツハイマー病 脳血管性痴呆 ヤコブ病など）
- ・パーキンソン病関連疾患 ・糖尿病の合併症 ・慢性関節リウマチ
- ・骨粗鬆症による骨折 ・がん末期

ほか 10 種

## 「介護が必要かどうか」の判断は？



「要介護・支援状態にあるかどうか、それはどの程度か」  
その判定を行うのが、**要介護認定**。

市区町村に設置された**介護認定審査会**が判定しています。  
メンバーは保健・医療・福祉の学識経験者によって構成され  
高齢者の心身の状況調査および主治医意見書に基づく  
コンピュータ判定の結果と、主治医の意見書等に基づき  
審査判定を行います。

## 介護給付を受けるための条件とは？



被保険者が市区町村に申請し  
**要介護**または、**要支援**の認定を受けた時に  
給付を受けることができます。

### 要介護

寝たきりや、痴呆などで  
常時介護を必要とする状態。  
5 段階に区別されます。

### 要支援

家事や身支度などの日常生活に  
支援を必要とする状態。  
2 段階に区別されます。

# 保険給付の種類と対象となるサービスは？



介護保険給付は 3 種類

- ①介護給付
- ②予防給付
- ③市区町村特別給付

## ①介護給付

要介護認定を受けた人が、給付の支給要件に該当し市区町村が必要と認めた場合支給されます。

## ②予防給付

要支援認定を受けた人が、給付の支給要件に該当し市区町村が必要と認めた場合介護の予防を目的としたサービスに給付されます。

## ③市区町村特別給付

要介護・要支援者を対象に、状態の軽減や悪化の防止を目的としてそれぞれの自治体が条例で定めています。中野区を例に挙げると、下記のサービスなどに特別給付金があてられます。

### 【訪問理美容サービス】

在宅の常時介護を要する対象者に対して区と契約を結んだ理容師・美容師が訪問し自宅で調髪等を行うサービス



<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/218500/d013869.html>

### 【寝具乾燥サービス】

委託業者が対象者の自宅を月1回訪問し寝具を回収。乾燥や丸洗い水洗い等を行うサービス

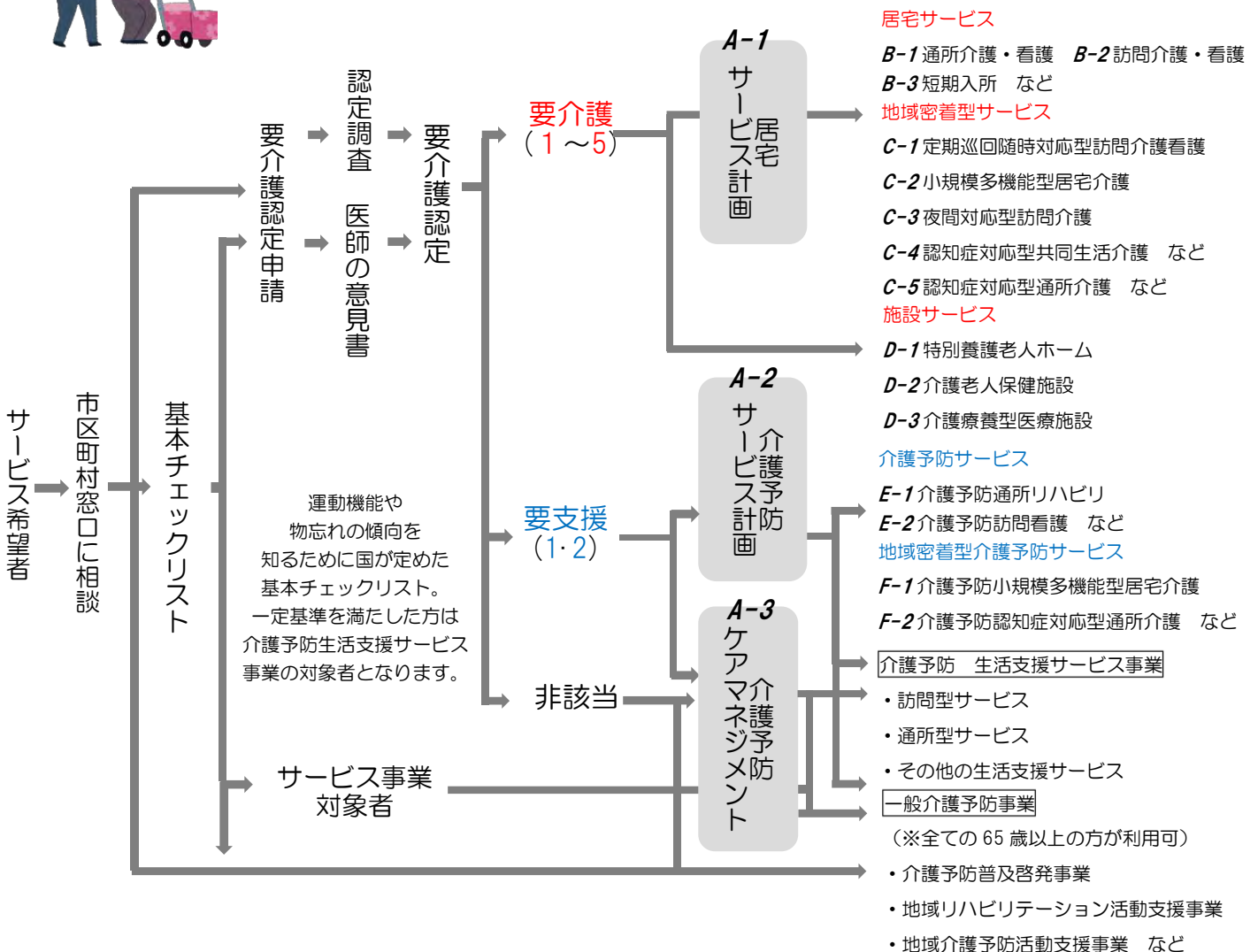


<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/218500/d002066.html>

# 介護保険サービス利用までの手続きとは？



おおむね以下のチャート図に示した流れに沿います。介護保険サービスについてのご相談は、お近くの市区町村窓口や地域包括支援センター（次々ページ参照）をご利用下さい。



介護給付適用

予防給付適用

総合事業

# 介護保険サービスにはどのようなものがあるか？



介護保険サービスの中でも、主なものを取り上げてご紹介します。  
さまざまある介護保険サービスを計画的に選択・利用する為のプラン作成を行う【サービス計画】をはじめとして、【居宅サービス】、【施設サービス】、【地域密着型サービス】があります。

※A-1、B-1などの記号は、左ページ中チャート図の対応記号になります。

【サービス計画】		
サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況や置かれている環境や本人および家族の希望などを考慮してケアプランを作成し、事業者との連絡調整等を行います。		
A-1	居宅サービス計画	
A-2	介護予防サービス計画	
A-3	介護予防ケアマネジメント	
【居宅サービス】		
居宅で行う介護サービスは、おもに3種類。通所系、訪問系、短期入所系です。		
B-1・E-1	通所系	施設に通って、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話機能訓練を日帰りで行うサービス。通所介護をデイサービス、通所看護・リハビリテーションをデイケアと呼びます。
B-2・E-2	訪問系	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や日常生活上の支援を行うサービスを訪問介護、看護師が訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスを訪問看護といいます。
B-3	短期入所系	介護老人福祉施設・介護老人保健施設に短期間入所している方に対し入浴・排せつ・食事などの介護日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
【地域密着型サービス】		
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らせるように市区町村指定の事業者が、地域住民に提供するサービスです。		
C-1	定期巡回随時対応型訪問介護看護	24時間365日体制で定期訪問による介護・看護サービス。
C-2・F-1	小規模多機能型居宅介護	通所介護を中心に利用しながら必要に応じて短期入所や、訪問介護を受けることができるサービス。
C-3	夜間対応型訪問介護	要介護者が可能な限り、自宅で自立した日常生活を送れるよう、18～8時の間にホームヘルパーが自宅を訪問して介護を行うサービス。
C-4	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者が、少人数で共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。
C-5・F-2	認知症対応型通所介護	認知症の方向けに介護や機能訓練を行う通所サービス。
【施設サービス】		
介護保険が適用される施設は3種類。要介護者を対象としたサービスです。		
D-1	介護老人福祉施設サービス (別名：特別養護老人ホーム) 対象：新規入所時 要介護3以上の方	入所者に対し、ケアプランに基づいて入浴・排せつ・食事などの、介護日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行います。
D-2	介護老人保健施設サービス (別名：老人保健施設) 対象：病状が安定し、入院治療よりリハビリ・看護・介護が必要な方	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設。入所者に対しケアプランに基づいて医学的管理の下に介護や看護、機能訓練、そのほか必要な医療日常生活上の世話を行います。
D-3	介護療養型医療施設サービス 対象：急性期の治療が終わり長期の療養を必要とする方	医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設。入所者に対し、療養上の管理・看護・医学的管理のもと、介護やそのほか必要な医療を行います。

## 自己負担額の割合は？



介護保険からサービスを受けたとき  
通常は費用の1割を負担します。

ただし、年間の年金収入が単身で280万円以上の方は  
2割負担となります。

## 日本が掲げる介護システムがある？



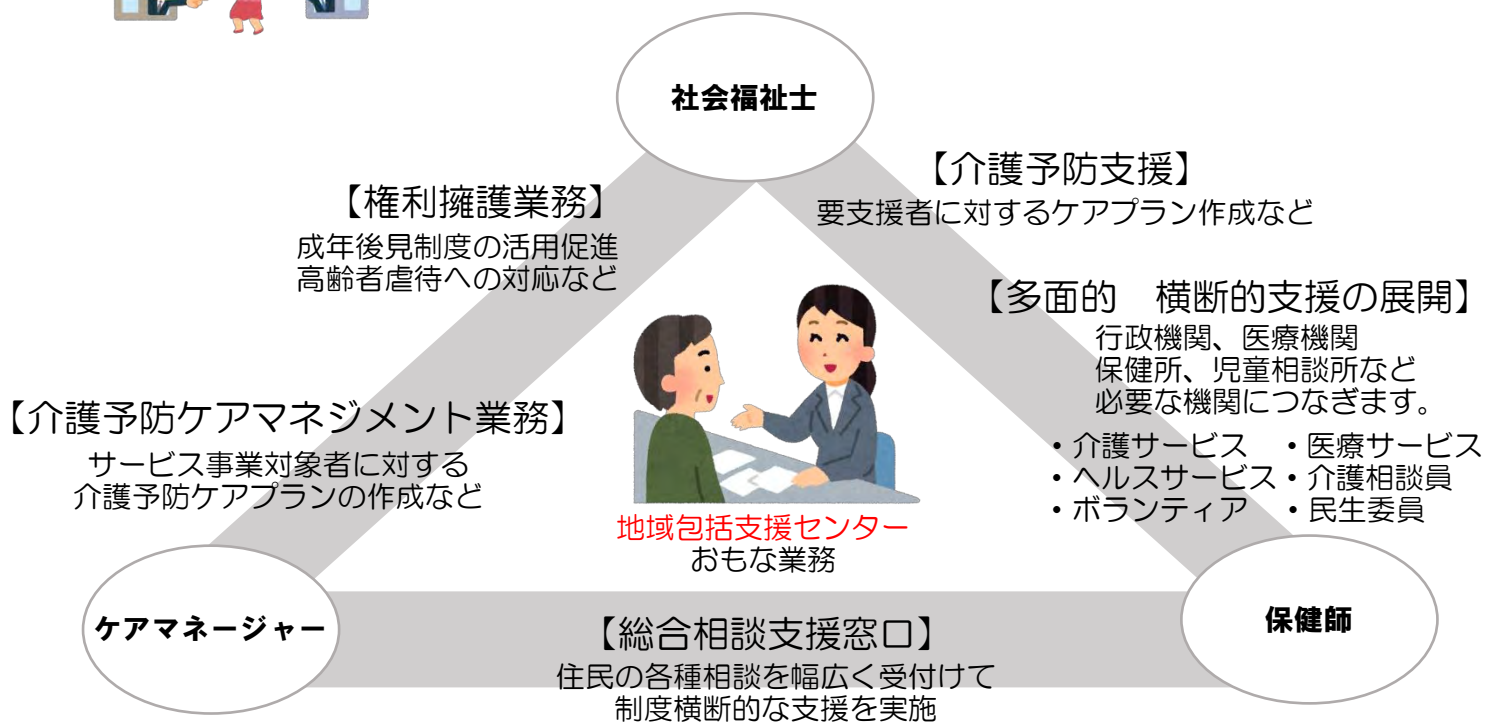
日本では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもと  
可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを  
続けることができるよう  
地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進中です。

この構想を**地域包括ケアシステム**と呼び  
2025年を目途としています。

## 介護に関する相談は どこで行えばよいか？



地域包括ケアシステムの実現のため、各市区町村が設置主体となり  
**地域包括支援センター**を置いています。  
保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー等を配置し  
横断的なサポートを行っています。



## 要介護認定者は どれくらいいるのか？



- ・第一号被保険者数 3423万人
- ・要介護（要支援）認定者数 630.5万人  
（内訳：男性196.0万人 女性434.5万人）
- ・第一号被保険者に対する  
65歳以上の認定者数の割合 約18.0%

厚生労働省調べ 2016年12月末現在

参考文献：『新エッセンシャル老人福祉論』石田一紀、みらい、2015  
参考Webページ：厚生労働省、2017年3月24日現在

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/)

次回は 高齢者福祉制度特集の第3弾 高齢者虐待防止法を取り上げます。



# 東中野法律情報局 調査部

ここでは知りたい情報の調べ方をご紹介します

## 1. キーワードを挙げる

まずは調べたい事柄に関する言葉をあらかじめ書き出しておくといでしょう。

【介護保険法に関するキーワード】

介護 介護予防 介護保険 地域包括ケア 認知症 ケアマネジメント ケアプラン  
ホームヘルプ デイサービス デイケア グループホーム 介護老人福祉施設

## 2. 検索エンジンを活用する

インターネットの検索エンジンを使った資料の検索方法です。



『中野区立図書館ホームページアドレス』

<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

[http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/?page\\_id=8027](http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/?page_id=8027)

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館』

<http://www.ndl.go.jp/>

・・・国会図書館の蔵書について一括して検索できます。

## 3. テーマの棚を調べる

中野区立図書館では、NDC と呼ばれる記号をそれぞれの資料に割り振り  
図書の背にラベルを貼って、分類・整理しています。



364



社会保障

369



社会福祉

## 4. 関連機関を活用する



『地域包括支援センター（中野区内）』

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/facilities/005/003/>

高齢者を対象にした中野区内の支援事業や施設の案内窓口です。（中野区内8箇所）  
ここでは、東中野地域包括支援センターのアクセス情報を掲載します。

住所：東中野一丁目5番1号

電話：03-3366-3318

受付時間：月曜日～金曜日：午前9時～午後7時

土曜日：午前9時～午後5時

※日曜・祝日・年末年始はお休み。緊急のご相談は、24時間電話対応しています。

『独立行政法人医療機構』

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

**3階 特別展示図書**

**介護保険**

タイトル	著者 編者名	出版社	出版年	請求記号
介護白書	全国老人保健施設協会	オフィス TM	2016	364.4 カ
これから学ぶ介護保険制度と法	吉岡 譲治	日本加除出版	2016	364.4 ヨ
介護保険制度史	介護保険制度史研究会	社会保険研究所	2016	364.4 カ
2016 改正育児・介護休業法 実務・運用に活かす本	廣江 淳哉	労働調査会	2016	366.3 ヒ
介護保険のしくみ・サービス	矢下 文江	コンテンツ・シティ 出版事業部	2016	369.2 ヤ
これならわかる〈スッキリ図解〉介 護保険	高野 龍昭	翔泳社	2015	364.4 タ

**介護・介護施設**

ちょっと気になる医療と介護	権丈 善一	勁草書房	2017	369 ケ
目で見てわかる最新介護術	北田 信一	成美堂出版	2016	369 キ
どうなる介護保険総合事業	日下部 雅喜	日本機関紙出版センター	2016	364.4 ク
在宅現場の地域包括ケア	秋山 正子	医学書院	2016	498 ア
はじめてでもわかる！介護施設& 老人ホームのさがし方・選び方	齋藤 直路	サンライズパブリ ッシング	2016	369.2 サ
老人ホームランキング		ダイヤモンド社	2016	369.2 ロ
高齢者施設お金・選び方・入居の 流れがわかる本	太田 差恵子	翔泳社	2016	369.2 オ
介護ってなに？	平尾 俊郎	日本医療企画	2016	369 ヒ
親が倒れた！親の入院・介護ですぐや ること・考えること・お金のこと	太田 差恵子	翔泳社	2015	369.2 オ
親の介護で自滅しない選択	太田 差恵子	日本経済新聞出版社	2017	369.2 オ
介護殺人の予防	湯原 悦子	クレス出版	2017	369.2 ユ

**認知症（予防）**

お年寄りの作って楽しむレクリ エーション大百科	小林 愛子	講談社	2017	369.2 オ
事例で学ぶ認知症の人の家族支援	福島 喜代子	中央法規出版	2017	369.2 フ
認知症予防におすすめ図書館利用術	結城 俊也	日外アソシエーツ	2017	015 ユ
食事を変えれば脳が変わる！ 認知症予防レシピ	佐古田 三郎	PHP 研究所	2016	493.7 シ
俳句療法で認知症予防	木下 照嶽	富嶽出版	2016	493.7 ハ

**東京都・中野区発行物**

みんなでささえる介護保険	中野区区民サービス管理部	2016
はじめよう！続けよう！健康生活	中野区 地域支えあい推進室	2016
住み慣れた街でいつまでも	東京都福祉保健局	2016